2歳未満の乳幼児に対するもえるごみ専用指定袋交付事業のご案内



安曇野市では子育て支援事業として、2歳未満の乳幼児を養育されている保護者の方に紙おむつの排出に使用するもえるごみ専用指定袋(以下、指定袋)の一部を交付します。交付を希望される場合は、次のとおり申請をしてください。

1 申請の対象者

安曇野市に住民登録のある2歳未満の乳幼児(施設入所児童を除く)を養育している同一世帯の保護者。

※ 里帰り出産等の場合、住民登録地が安曇野市外であれば対象になりません。

2 交付の内容

乳幼児1人につき、指定袋(中サイズ・容量 30 リットル・1 パック 10 枚入)を年齢に応じて交付します。

- ◎1歳未満は10パック(100枚・一般廃棄物の処理手数料3,000円相当)
- ◎1歳以上2歳未満は5パック(50枚・一般廃棄物の処理手数料1,500円相当)

3 申請の手続きと引換方法

- (1) この申請は乳幼児1人につき、出生から2歳未満までの間で1回限りです。 申請期限は、2歳に到達する日の前日までです。
- (2) 一般廃棄物の処理手数料減免申請書(様式第25号。以下、申請書)と同意書(様式第25号の2)を記入のうえ、最寄りの支所または環境課(本庁舎2階5番窓口)へ提出してください。
- (3)申請書は市役所窓口で用意しているほか、市ホームページからダウンロードできます。
- (4)申請書類を環境課で審査後、翌月10日以降に申請者へ一般廃棄物の処理手数料減免 (承認・不承認)通知書及びごみ袋引換証を郵送します。
 - ※ 生後2歳未満の乳幼児が2人以上いる場合は、乳幼児ごとにごみ袋引換証を発行します。
- (5) 引換の際は、ごみ袋引換証と指定袋を入れるマイバックを持参し、最寄りの支所または環境課(本庁舎2階5番窓口)にご来庁ください。
- (6) 引換の有効期限は次年度の4月末までです。※代理の方による引換も可能です。
- (7) 指定袋の紛失、滅失、盗難等に対して、市はその責を負いません。

4 お問い合わせ先

安曇野市役所 市民生活部 環境課 住所: 〒399-8281 安曇野市豊科 6000番地

TEL:0263-71-2490(環境課直通)、71-2000(代表電話)

FAX: 0263-72-3176 E-mail:haikibutsutaisaku@city.azumino.nagano.jp

(R5.8.)